

令和5年度えりも地域ゼニガタアザラシ生態モニタリング調査業務 仕様書

1. 目的

ゼニガタアザラシは、現在「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」において希少鳥獣に指定されているが、えりも地域における個体群は過去30年間で増加傾向にあり、食害による漁業被害が深刻化するなどの問題が指摘されている。

このため環境省では、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群と沿岸漁業を含めた地域社会との将来にわたる共存を図ることを目的とした「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」（以下「管理計画」という。）に基づき、ゼニガタアザラシの管理事業を実施しているところである。

本業務は、えりも地域におけるゼニガタアザラシ管理事業の効果検証に必要なデータの収集を目的としてモニタリングを行うものである。

2. 対象地域

北海道幌泉郡えりも町を中心とした地域

3. 履行期限

契約締結の翌日から、令和6年3月22日（金）まで

4. 業務実施内容

4.1 業務実施計画書の作成と提出

請負者は、本業務の目的を十分理解した上、業務着手前に業務の内容、作業工程表、実施体制等を記載した業務実施計画書を作成し、北海道地方環境事務所えりも自然保護官事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）に提出し、了承を得ること。

また、業務実施計画書提出時、中間報告時、報告書等提出時の計3回程度、北海道地方環境事務所（札幌市）やえりも自然保護官事務所とWEB会議において打合せを行うものとし、これ以外に必要な場合は環境省担当官の指示により実施することとする。

4.2 剖検調査

(1) 捕獲個体の計測整理

管理計画に基づき捕獲されたゼニガタアザラシ（60個体程度を想定）について、譲渡個体を除き、生体は麻酔や空気銃等を用いて安楽死させたうえで剖検調査を行う。計測記録項目は性別、体長、体重、年齢、繁殖歴等とし、結果を一覧表として整理すること。剖検調査（年齢を除く）は捕獲後1週間程度以内に行うものとする。また、定置網による捕獲個体のみを対象として胃内容物を記録する。

令和4年度までの全捕獲個体を対象として、性別ごとに体長-体重-年齢の相関関係について整理したうえで散布図を作成し、令和5年6月30日までに環境省担当官に提出すること。令和5年度捕獲個体については報告書作成時までに整理提出すること。

捕獲されたゼニガタアザラシのうち、動物園・水族館等へ譲渡される個体や4.3に使用する個体（計3個体程度を想定）については、性別、体長、体重について計測記録するとともに、感染症や遺伝的多様性の分析に必要な試料（血液や髭等）をサンプリングする。また、感染症や遺伝的多様性の分析に必要な試料（血液や臓器等）をサンプリングし、環境省担当官が指定する場所へ送付する。

(2) 混獲個体の計測記録

定置網等に混獲されたゼニガタアザラシについて、可能な限り個体を回収し、上記(1)と同様の剖検調査及びサンプリングを行う（60個体程度を想定）。なお、混獲個体の回収に当たっては、漁業者の協力を得るものとし、回収にかかる人件費相当額を漁業者に対して支払うこと。

(3) ゴマフアザラシに関する処置

管理計画に基づく捕獲や上記(2)で混獲されたゴマフアザラシ生体の放獣が適切ではないと判断される場合は（0～2個体程度を想定）、譲渡個体を除き、麻酔や空気銃等を用いて安楽死させる。

4.3 行動範囲調査

えりも地域で捕獲混獲されたゼニガタアザラシ（2頭程度）に衛星発信機と個体識別用標識（ワッペン等）を装着し行動範囲を把握する。装着個体は換毛後の成獣とすることが望ましい。本業務に必要な衛星発信機や個体識別用標識等は請負者が用意すること。

4.4 上陸率や体長組成の把握

襟裳岬陸域から1,500m範囲の岩礁及び周辺海域において、無人航空機（UAV）により撮影された静止画や動画データ（20回分程度を想定：北海道地方環境事務所より提供）を用いて、標識個体の上陸率を把握する。

今年度に得られた結果と過年度の記録をあわせて上陸率を集計整理する。算出式は下記を想定している。無人航空機（UAV）撮影データは環境省担当官から速やかに借受け、最終撮影データ受領後、4週間程度以内に上陸率整理結果を提出すること。

$$\left(\sum_{i=1}^n i \text{の延べ上陸回数} \div \sum_{i=1}^n i \text{の調査回数} \right) \times 100$$

繁殖期： i は厚岸町大黒島において写真撮影により識別した特定個体

換毛期： i は電波発信機を装着した標識個体

また、無人航空機（UAV）静止画データから上陸個体の体長を判読計測し、確認個体の体長組成について整理する。体長判読データは、静止画の識別個体と対比できる状態で、令和6年1月10日までに環境省担当官に提出すること。

4.5 サケ定置網における被害状況把握

えりも漁協や研究者等によって行われているサケ定置網における被害調査の情報を収集

し、被害範囲及び個別の定置網における被害割合に関して経年的な比較を行い、ゼニガタアザラシの管理を実施したことによる効果を検討する。

4.6 ゼニガタアザラシ保護管理協議会等への報告

4.2～4.5 の実施結果について、ゼニガタアザラシ関係者で構成する「ゼニガタアザラシ保護管理協議会」（幌泉郡えりも町）及び「ゼニガタアザラシ科学委員会」（札幌市）において報告する（計 2 回程度、30～50 人程度の出席を想定）。

4.7 その他

4.1～4.6 の実施にあたって、請負者は環境省担当官から平成 28 年度から令和 4 年度までの「えりも地域ゼニガタアザラシ生態モニタリング調査業務」の報告書を受け取ることができる。

5. 成果物

紙媒体：報告書 20 部（A4 版 100 頁程度、くるみ製本とすること）

電子媒体：報告書の電子データを格納した DVD-R 等 2 式

- ・文章や図表のほか、すべての計測データを電子媒体に含めること。
- ・報告書等の仕様及び記載事項は別添によること。

提出場所：北海道地方環境事務所 野生生物課

6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、北海道地方環境事務所が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、北海道地方環境事務所が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずることまた、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (2) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (3) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/qyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和3年度えりも地域ゼニガタアザラシ生態モニタリング調査業務」に係る資料を、所定の手続きを経て北海道地方環境事務所内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和3年度えりも地域ゼニガタアザラシ生態モニタリング調査業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：北海道地方環境事務所 野生生物課 (TEL:011-299-1954)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、最新閣議決定の「環境物品等の調達に関する基本方針」の「印刷」の判断の基準を満たすこと。なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

基本方針 <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文 章 : Microsoft 社 Word (ファイル形式 docx)
- ・ 計算表 : Microsoft 社 Excel (ファイル形式 xlsx)
- ・ 画 像 : アプリケーションは問わない (ファイル形式 png, jpg, tiff 等)
- ・ 地理情報 : QGIS 3.22 以降 (ファイル形式 geojson, gpkg, shp 等)

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、北海道地方環境事務所以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。